浄化槽の保守点検業者に対する行政処分要領 (別表)

(別表)					
	違反行為等	義務付け規定	罰則規定	法令違反行為の具体的内容	処分基準
1	登録申請義務	条例第2条第1項、	条例第16条	虚偽の申請又は不正な手段に	取り消し
	違反	条例第2条第3項	第2号	より登録を受けた。	
	- -		[
9	欠格事由該当	条例第5条第1項第	_	第5条第1項第1号、第3号又は	取り消1
	八百尹四阪コ	1号、第3号又は第		第5号から第7号までのいずれ	4人71日し
		5号から第7号		かに該当することになった。	
3	変更届出義務	条例第6条第1項	_	事前の変更届出を行わず営業	30日
	違反			区域外の市町村で営業を行っ	
				た。	
4	営業所の設置	条例第9条第1項	条例第17条	県内に営業所を設置していな	30日
	義務違反		第1号	い。(当該事由が発生してから2)	
	72177		714 = 14	週間以内に是正措置が取られ	
				でいない。)	
F	海 ル	条例第9条第2項	条例第17条	営業所ごとに専任の浄化槽管	30日
	設置義務違反	水四角3木角4個	第1号		JV H
	収		'''''' '' ''	理士を置いていない。(当該事中が発生してからの課題に成立	
				由が発生してから2週間以内に	
				是正措置が取られていない。)	
6		条例第9条第4項	条例第17条	規則で定める器具を備えてい	30日
	違反		第1号	ない。(当該事由が発生してか	
				ら2週間以内に是正措置が取ら	
				れていない。)	
				, , ,	
7		条例第9条第6項、	条例第17号	浄化槽管理士が自ら又は実地	30日
	務従事	法第48条第3項	第2号	監督により実施していない。(無	
	• • •			資格者に単独で実施させた。)	
				, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
0	清掃の通知学	条例第9条第7項	_	 清掃が必要である場合に、速	10日
	得無の連和義 務違反	不四知3本州(均		やかに浄化槽管理者及び清掃	INH
	伤廷以				
				業者に通知していない。	
<u> </u>	海渉でおった	A Electrical		以来写)。2.30、一种地址口一。	10 🗆
9	標識の掲示義	余例第10条	_	営業所において標識を掲示し	10日
	務違反	to totale		ていない。	
10	帳簿の取扱い	条例第11条	条例第17条	営業所において帳簿を備えて	30日
	義務違反		第3号	いない、帳簿に規則第8条第1	
				項各号に掲げる事項を記載し	
				ていない、若しくは虚偽の記載	
				をした、又は3年間とする保存	
				年限(規則第8条第2項)が守ら	
				れていない。	
				NO CA ACO	
11	改善命令清豆	法第12条第2項	法第62条	保守点検の技術上の基準に基	取り消し
	以音叫卫廷区	14分14本第4次	14年04末		おという日し
	+ **	A FIME - A Maria	At Its labora a ba	づく改善命令に違反した。	元 16 25122
12		条例第12条第1項	条例第16条	事業停止命令に違反した。	取り消し
	違反		第3号		
13	報告義務違反	条例第13条第1項	条例第17条	業者が報告をしない又は虚偽	30日
	—		第4号	の報告をした。	
1./	立入り等の拒	条例第13条第2項	条例第17条	業者が立入り若しくは検査を拒	30日
14	否、妨害、忌	<u> </u>	第5号	み、妨げ、若しくは忌避し、若し	OV H
			対しク		
	避			くは虚偽の答弁をした。	
\•/	ギタ40141111111111111111111111111111111111	りび罰則規定欄にお	リオフッチ)ような 月戸	#34チンユ	

[※] 義務付け規定及び罰則規定欄における法は浄化槽法をさす。